平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名419番地
債務者　平　由岐代
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県姶良市宮島町12番地16　フレグランス宮島201号
債務者　川島　恭平
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
福島県須賀川市大町131番地
債務者　玉木淳一郎
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福島県郡山市安積町日出山３丁目27番地あさか荘203号
債務者　佐久間ひさ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
兵庫県明石市魚住町西岡1862番地　カーネギー106号
債務者　吉原　　勲
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目13番７号
債務者　崎谷　桂子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
兵庫県明石市大久保町大窪913―８、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町草谷197番地42
債務者　西川惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
神戸市西区月が丘４丁目１番地　３―106号
債務者　藤原　襟子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番34―202号
債務者　上西　　悟
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
兵庫県明石市大蔵谷字清水707番地の３　パレストルウイン305号
債務者　古田　直樹
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
神戸市西区神出町北68番地の３
債務者　加藤　忠男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
沖縄県糸満市西崎２丁目12番４―202号　オアシスまさ
債務者　内澤　　恵（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市繁多川４丁目５番44号
債務者　我那覇　修
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９４号
沖縄県浦添市港川１丁目23番11号　３Ｆ
債務者　山城　常喜
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３２３号
千葉県我孫子市根戸983番地
債務者　浅水　信一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２５号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟106号
債務者　岩橋　健二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３１号
千葉県我孫子市台田３丁目４番23―104号　Ｓｉｌｋ
債務者　阿部慎太郎
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部